

「徳島県地域防災計画」の修正案について

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国の定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定
- 本計画は、県・国・市町村等、防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの

2 主な修正項目

（1）平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえた施策・取組みに関する事項

「平成30年7月豪雨」や「北海道胆振東部地震」等を踏まえた、本県防災施策の更なる推進

応援・受援体制の整備

○ 応援体制の整備

県は、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」に基づき、自らの災害対応のマネジメントや被災市町村の災害対応マネジメント支援を行える体制を整備する。

○ 受援体制の整備

県及び市町村は、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努める。

災害時の情報提供

○ 県及び市町村等による情報提供

県及び市町村は、自主防災組織や県民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、市町村は、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫をこらして情報提供に努める。

大規模停電時への備え

○ 普及・啓発

県、市町村及び防災関係機関等は、あらゆる機会を通じて、県民等に対し大規模停電に備えた知識の普及・啓発に努める。

○ 業務の継続に向けた取り組み

県、市町村、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、非常用電源の確保等に努める。

避難対策

○ 広域避難

市町村は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、広域避難を行う。

市町村は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請を行う。なお、県は、市町村からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を行う。

(2) 防災基本計画の修正に伴う事項

国の「防災基本計画」の修正事項を反映

水防法の改正を踏まえた修正

○ 「大規模氾濫減災協議会」を活用した連携体制の構築

県、市町村及び防災関係機関等は、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、密接な連携体制を構築する。

九州北部豪雨を踏まえた修正

○ 市町村による避難勧告等の発令基準の設定

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

市町村は、洪水予報河川等以外の河川等についても、氾濫により居住者等に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

○ 土砂・流木災害対策の推進

県及び市町村は、土石流危険渓流等における施設整備や警戒避難に必要な雨量計の設置等の総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の可能性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

県及び市町村は、山地災害危険地区等における施設整備や山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置を行う。